

## 保安管理体制の不備及び定期点検（年次）未実施に対する厳重注意について

平成21年6月30日

中国四国産業保安監督部

株式会社山陽マルナカの事業場に対し、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号、以下「法」という。）第107条第3項の規定に基づく立入検査を実施したところ、A事業場において保安管理体制の不備、A事業場のほか他事業場においても保安規程に基づく定期点検（年次）未実施が判明しました。

このため、当部では、A事業場における保安管理体制、同社の他事業場の定期点検の実施状況等を確認するため、同社に対し、平成21年3月10日付けで電気事業法第106条第4項に基づく報告徴収を行うとともに追加調査を行いました。

その結果、A事業場においては、電気主任技術者の選任及び電気保安管理業務が不適切であることが確認されました。さらに、漏電遮断器が適切に設置されていないこと、平成10年度以降（開店した事業場はその翌年から）55事業場中30事業場で、保安規程に基づく定期点検（年次）を一度も実施していない状況等が確認されました。

このため、保安管理体制の不備、電気設備の技術基準違反、保安規程に基づく定期点検（年次）未実施である株式会社山陽マルナカに対しては厳重注意を行うとともに改善計画及び再発防止策の報告を求め、保安の監督の職務を誠実に行っていないA事業場の電気主任技術者に対しては厳重注意を行い再発防止策の報告を求めました。また、定期点検（年次）の不履行の電気管理技術者11名に対しては注意を行い再発防止策の報告を求めましたのでお知らせします。

[ 本件に関する問い合わせ先 ]

中国四国産業保安監督部 電力安全課

電話 082-224-5742